

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	新潟市 国民健康保険に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新潟市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新潟市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和8年8月31日

[令和7年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容 ※	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格管理、賦課管理、給付管理、徴収管理を行う。特定個人情報ファイルは、国民健康保険法の規定に従い、次の事務に利用する。 1. 国民健康保険料の賦課に必要な資格情報を把握し管理する。 2. 国民健康保険料の賦課決定のため、所得情報を把握し管理する。 3. 徴収した保険料等を把握するため、収納情報を管理する。 4. 滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。 5. 被保険者への保険給付の支給事務を行うため、給付情報を管理する。 6. 被保険者への各種証交付事務を行うため、資格情報を把握し管理する。 7. 新潟県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）との間で被保険者の資格情報および高額療養費の該当回数を引き継ぐための情報を連携する。 8. オンライン資格確認を実施するため、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）と資格情報を連携する。 ＜オンライン資格確認に関する事務について＞ オンライン資格確認とは、マイナンバーカードを被保険者証として利用できるようにすることで、被保険者が医療機関等を受診した際に、医療機関等が被保険者の最新の正しい資格情報をオンライン資格確認システムで効率的に確認できるようにする仕組みである。以下の処理を行う。 ①本市の保有する被保険者の資格情報を国保情報集約システムを経由して医療保険者等向け中間サーバーへ提供する処理 ②提供した被保険者情報を資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐づけする処理 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民健康保険標準システム (令和10年1月1日システムリプレース)
②システムの機能	国民健康保険標準システムにおける特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下の機能から構成されている。 ■資格管理機能 1. 被保険者の資格情報を把握し管理する機能 2. 被保険者に各種証(被保険者証等)を発行し管理する機能 3. 国保連合会への被保険者情報等報告データを作成する機能 ■賦課管理機能 1. 被保険者の所得情報を把握し管理する機能 2. 保険料を決定し被保険者に保険料を賦課(当初賦課及び賦課更生)する機能 3. 被保険者の減免申請により保険料の減免を行う機能 4. 保険料賦課決定通知書及び納付書を発行する機能 ■収納管理機能 1. 保険料の収納状況を把握し管理する機能 2. 保険料の過誤納情報を把握し還付・充当を行う機能 ■滞納管理機能 1. 滞納者及び保険料の滞納情報を把握し管理する機能 2. 滞納処分及び執行停止を行う機能 3. 保険料の延滞金を管理する機能 ■給付管理機能 1. 被保険者の所得情報を把握し保険給付に必要な所得区分を判定する機能 2. 保険給付情報を把握し保険給付の支給を行う機能 3. 保険給付情報と所得区分情報から高額療養費を算定・管理し申請勧奨通知を発行する機能 4. 出産育児一時金、葬祭費を管理する機能 5. レセプト情報と資格情報を突合・チェックし返納金額算定及び管理を行う機能 6. 第三者行為の求償額算定及び管理を行う機能 ■他団体提供用データ(中間サーバー格納用データ)の団体内統合宛名システムへ転送機能 1. 情報提供ネットワークシステムを通じて、他団体へ情報提供するために作成した中間サーバー格納用データを、団体内統合宛名システムへ送信する。 2. 団体内統合宛名システムは、中間サーバー格納用データを中間サーバーへ転送する。また、異動発生時の更新後の情報も同様に、中間サーバーへ転送する団体内統合宛名システムへ送信する。 ■他団体情報照会要求機能 1. 情報提供ネットワークシステムを通じて、他団体へ情報照会要求するためのメッセージおよびデータを、中間サーバーへ転送する。 2. 団体内統合宛名システムへ送信し、情報照会要求結果は、中間サーバーから受領する団体内統合宛名システムを通じて取り込む。 ■業務共通システム COKAS-iの各サブシステムに共通して必要となる機能を提供する。 1. 宛名・送付先の管理。 2. 口座の管理。 3. DVストーリー支援管理。 4. システム利用者管理(職員、所属、権限)。 5. マスタ管理(住所辞書、金融機関マスタ、公印)。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ 国民健康保険収納支援システム、電子収納システム、介護保険システム、後期高齢者医療保険料徴収管理システム、財務会計システム ）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	国民健康保険収納支援システム
②システムの機能	保険料の収納情報を照会するとともに、保険料の算定結果を照会することにより減免対象者や減免額の管理を行う。主な機能は次のとおり 1. 資格情報照会 ・国民健康保険の被保険者の資格情報を照会する機能 2. 賦課情報管理・照会 ・保険料の算定結果について情報照会する機能 ・減免対象者及び減免金額を管理する機能 3. 収納情報照会 ・保険料の収納情報を照会する機能 4. 滞納情報管理 ・滞納者及び滞納保険料等の滞納情報を照会する機能 5. 給付情報管理 ・医療給付情報(高額療養費以外)を照会する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ 国民健康保険標準システム ）

システム3	
①システムの名称	データ連携システム(庁内連携システム) (以下「庁内連携システム」と記載。)
②システムの機能	ガバメントクラウド内にある標準システムと庁内環境にあるシステムが情報転送を行うための情報連携システムである。 ※情報收受は、業務ごとに予め定義されていた専用領域を介して、既存業務システムから専用領域へアクセスして情報を取得する。なお、情報ファイル単位で連携する。専用領域は、予めアクセスできるデータを各業務ごとに制御しているため、各業務システムは許可されていないデータの取得ができない仕組みとなっている。 1. 庁内情報の連携 情報移転元システムで作成した庁内移転用データを移転元の専用領域から取得し、移転先の専用領域へ専用のデータ連携システムを利用してデータ転送を行う。 ※庁内移転用データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で庁内移転用データを渡す。 2. セキュリティの管理 データ連携システムを利用する各業務システムからのアクセスを制御するため、ID/暗号鍵の管理を行う。暗号鍵は一定期間でローテーションを行う。 3. 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成/管理を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他 (団体内統合宛名システム、既存業務システム) ☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム

システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	団体内統合宛名システムは、個人番号・宛名コード・統合宛名番号の紐付け管理、及び庁内情報連携等の機能を提供する。 1. 番号の管理 団体内統合宛名番号の新規付番、及び個人番号・団体内統合宛名番号・宛名コードの関連付けを行う。 2. 団体内統合宛名番号の検索 住所・氏名等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 3. 中間サーバー格納用データの中継 各業務システムにおいて、他団体へ提供するために作成した中間サーバー格納用データを、中間サーバーへ転送する。また、異動発生時の更新情報も同様に行う。 4. 情報提供ネットワークシステムとの情報連携 各業務システムからの情報提供ネットワークシステムあて情報照会要求メッセージを中間サーバーへ転送し、情報提供ネットワークシステムからの照会結果を中間サーバーから受取り、照会元の各業務システムへ転送またはデータを書き込む。 5. 職員認証・権限の管理 団体内統合宛名管理システムを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 6. 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他 （既存業務システム ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム・団体内統合宛名システム間のデータ受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を提供する。 1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 各業務システム接続機能 中間サーバーと各業務システム、団体内統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （団体内統合宛名システム）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	住民基本台帳ネットワークシステムの機能のうち、国民健康保険事務においては、利用する範囲の機能は次のとおり。 1. 本人確認情報検索：統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2. 地方公共団体情報システム機構への情報照会：全国サーバーに対して個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）

システム7									
①システムの名称	国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。								
②システムの機能	1. 資格継続業務(詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。 2. 高額該当回数を引き継ぎ業務(詳細は別添1を参照) (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。 * ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザーを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[○] その他 (医療保険者等向け中間サーバー等)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[○] その他 (医療保険者等向け中間サーバー等)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[○] その他 (医療保険者等向け中間サーバー等)									

システム8	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等
②システムの機能	「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。 なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。 (1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii)情報照会 及び (iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得 及び (ii)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 市内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (国保総合システムおよび国保情報集約システム)
システム9	
システム10	
システム11～15	
システム16～20	

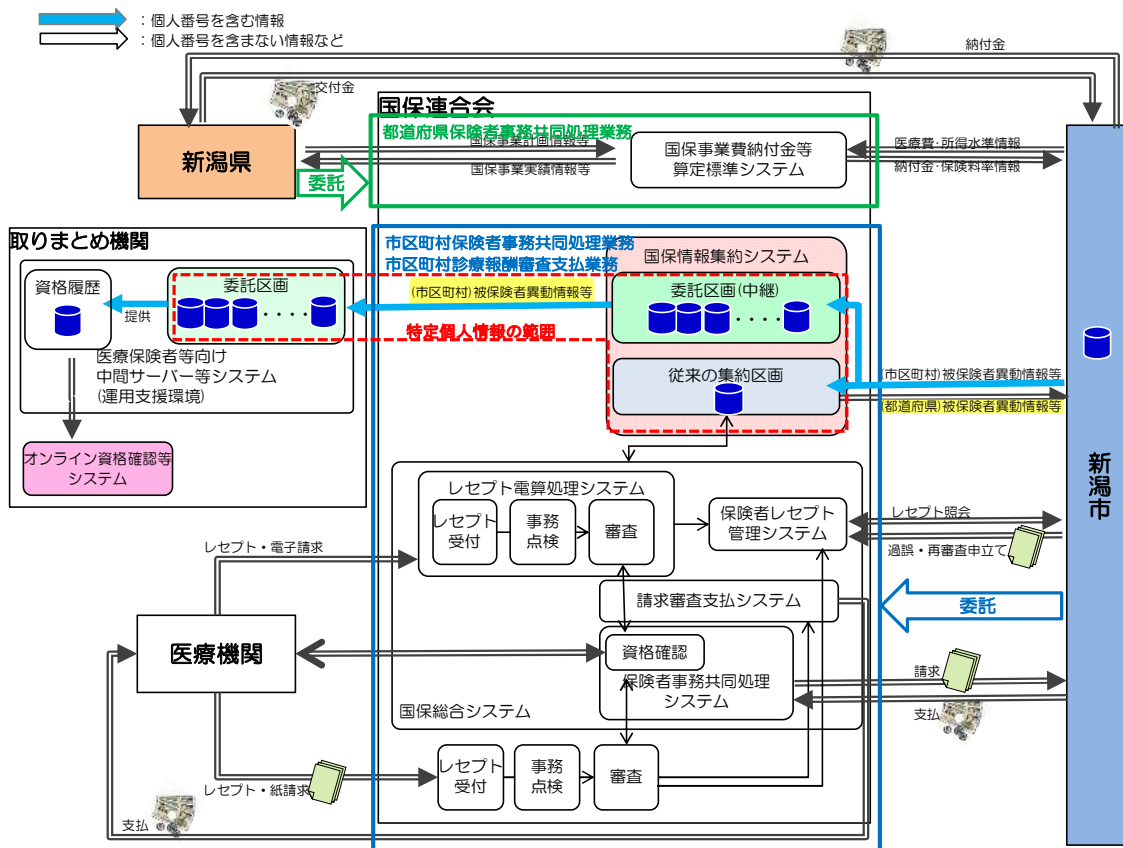
3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・国や他の自治体等と個人番号を利用して情報連携することで、より効率的かつ正確に被保険者の国民健康保険情報を把握することができ、国民健康保険料の公平・公正な賦課に繋がる。また、被保険者が各種証明書を取得する手間を簡略化でき、被保険者の利便性の向上にも繋がるため、個人情報を取り扱う必要がある。 ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。
②実現が期待されるメリット	・国や他の自治体等に文書で照会を行っていたものを、特定個人番号を利用して情報連携することで、被保険者の所得情報や住民情報のやりとりが、より効率的かつ正確に行え、国民健康保険料の公平・公正な賦課を行うことができる。 ・国や他の自治体等と個人番号を利用して情報連携することで、被保険者が各種証明書を取得する手間や、行政の手続きを簡略化でき、被保険者の利便性の向上が図られる。 ・国保情報集約システムを利用して医療保険者向け中間サーバー、オンライン資格確認システムと情報連携することで、医療機関等における被保険者の資格情報の正確な確認が可能となり、資格関連業務の高度化・効率化が図られるとともに、被保険者の利便性向上に繋がる。 ・被用者保険から国民健康保険へ移行する際、従来は被用者保険の資格喪失証明書の提出が必要であったが、今後は省略が図られ、もって住民の負担軽減につながるが見込まれる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月30日法律第27号）（以下「番号利用法」という。）第9条第1項 別表44の項 ・番号利用法第9条第1項 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・番号利用法第9条第2項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・情報提供の根拠 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する提供に関する命令第2条の表1,2,3,5,6,13,27,42,48,56,65,69,70,83,87,115,125,131,141,161,164,165,166,173の項 ・情報照会の根拠 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する提供に関する命令第2条の表69,70,71の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
8. 他の評価実施機関	
-	

[illegible]

(備考)

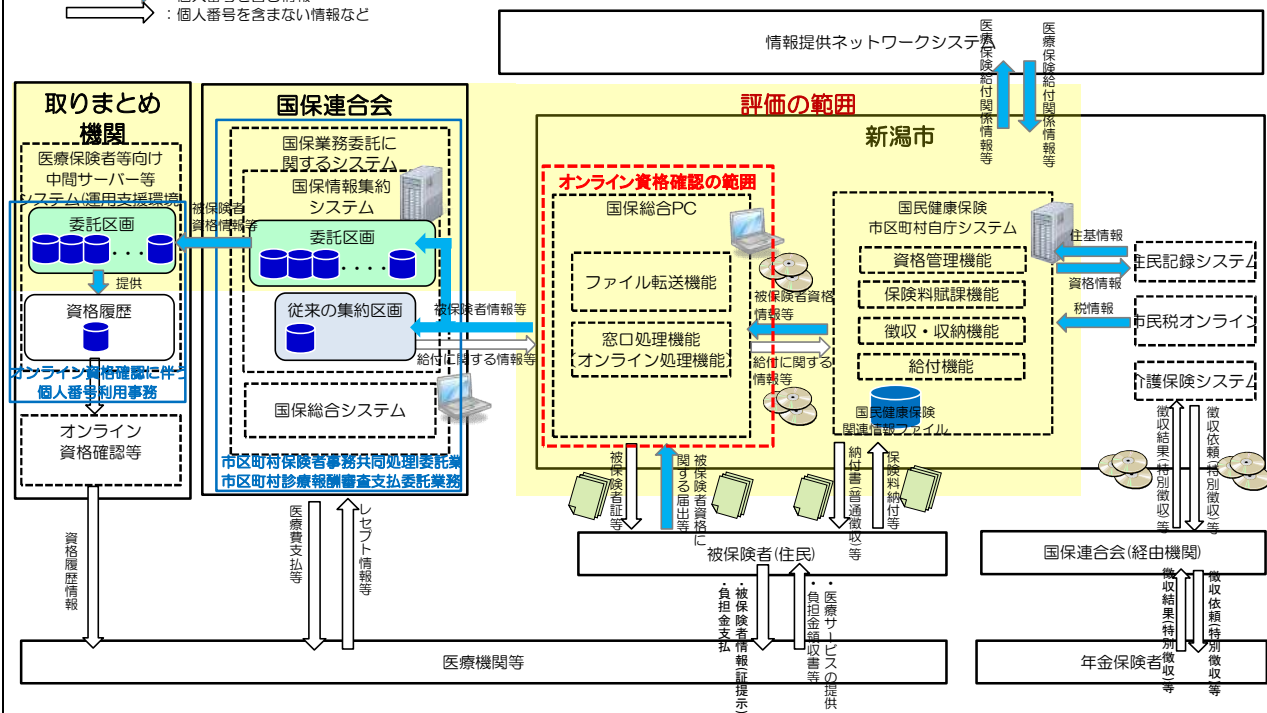
- ① 被保険者からの届出により国民健康保険の資格を把握し、それに伴い被保険者証を発行し交付する。また、税情報を基に保険料を決定し通知する。
- ② 医療機関からの医療情報を管理し医療情報から各種給付業務を行う。また、医療情報及び所得情報等から高額療養費・高額介護合算療養費の支給を行う。さらに被保険者からの申請により限度額適用認定証等の各種証を交付する。
- ③ 決定した保険料の納付の管理を行う。また、納入済額のお知らせの発送を行う。過誤納金が発生すれば還付・充当処理を行う。還付の場合は、金融機関を通じて行う。
- ④ 滞納保険料の徴収業務を行う。短期証の交付、資格証弁明通知等の通知、資格証の交付を行う。
- ⑤ 庁内連携システムより、保険料の賦課決定に必要な税情報の取り込みを行う。また国民健康保険の所得情報の一部を庁内連携システムに提供する。
- ⑥ 届出のあった住民基本情報（氏名・生年月日・住所等）を取り込む。
- ⑦ 届出のあった住民基本情報を団体内統合宛名システムを通じて中間サーバに保管する。
- ⑧ 番号利用法第 19 条第 8 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第 2 条の表に基づき、国保の医療保険資格給付情報を団体内統合宛名システムを通じて中間サーバに保管する。
- ⑨ 番号利用法第 19 条第 8 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第 2 条の表に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、厚生労働大臣より必要な失業給付情報を受領する。
- ⑩ 番号利用法第 19 条第 8 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第 2 条の表に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、医療保険者と必要な資格給付情報の提供及び受領を行う。
- ⑪ 番号利用法第 19 条第 8 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第 2 条の表に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、市町村長と必要な所得情報の提供及び受領を行う。
- ⑫ 国保総合 PC のファイル転送機能を用いて被保険者情報の提供を行う。その他、詳細については※国保連合会との関係詳細を参照
- ⑬ 介護保険システムへ国保滞納者情報（担当職員・居所不明・補足情報・滞納経過・基本情報・電話等情報）の提供を行う。また、介護保険システムより介護賦課・口座・要介護認定情報を受領する。
- ⑭ 後期高齢医療保険料徴収管理システムへ国保特別徴収情報の移転を行う。また、後期高齢医療保険料の資格・賦課・収納情報を受領する。
- ⑮ 後期高齢医療保険料徴収管理システムから介護保険システムへ国保・後期特別徴収情報を提供する。
- ⑯ 介護保険システムと国保連合会間で国保・後期・介護保険料の特別徴収情報の提供及び受領を行う。
- ⑰ 税収納管理システムより、国民健康保険税収納情報を受領する。
- ⑱ 財務会計システムへ国保支払関係情報（還付口座情報・給付支払口座情報・高額療養費支払口座情報）を提供する。
- ⑲ 電子収納システムへ納付書請求情報、調定異動情報、宛名情報、口座振替情報、還付・充当情報、処分情報を提供する。電子収納システムから収納情報、口座振替情報、納入済通知データ、還付調書情報を受領する。
- ⑳ 番号利用法第 19 条第 8 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第 2 条の表に基づき、団体内統合宛名システムを通じて必要な所得情報の提供及び受領を行う。
- ㉑ 番号利用法第 19 条第 8 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第 2 条の表に基づき、団体内統合宛名システムを通じて受領した医療保険所得情報を取り込む。
- ㉒ 国保情報集約システムを通じて、医療保険者等向け中間サーバ等システムに被保険者異動場情報を提供する。
- ㉓ 医療保険者等向け中間サーバ等システムからオンライン資格システムへ、被保険者資格履歴情報を提供する。

A. 国民健康保険の業務委託とシステムの関係



B. 国保総合PCと市区町村システムとの関係

個人番号を含む情報
 個人番号を含まない情報など



(備考)

1. 市区町村保険者事務共同処理業務

- 1-1.国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務を実施する
必要があり、これらの業務を行うために「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会へ委託する。
・なお、「国保情報集約システム」では個人番号を用いるため、特定個人情報ファイルを使用し、特定個人情報保護評価が必要になる。
- 1-2.上述の他に、高額医療費共同事業、レセプト点検の支援等を委託するが、これらの業務を行う「国保総合システム」では個人番号を使用しない。
- 1-3.オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、
国保総合(国保集約)システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ、被保険者異動情報の登録を行う。

2. 都道府県保険者事務共同処理業務

- ・都道府県が、国民健康保険の保険給付費(歳出)および国庫負担金や前期高齢者交付金等の歳入を推計し、保険料収納必要額を推計しその保険料収納必要額を確保するために、所得水準に基づき市区町村ごとの保険料収納必要額を算定するとともに、標準保険料率を計算するための「国保事業費納付金等算定標準システム」の設置と運用を国保連合会に委託する。
- ・なお、本業務を行う国保事業費納付金等算定標準システムでは個人番号を使用しない。

3. 市区町村診療報酬審査支払業務

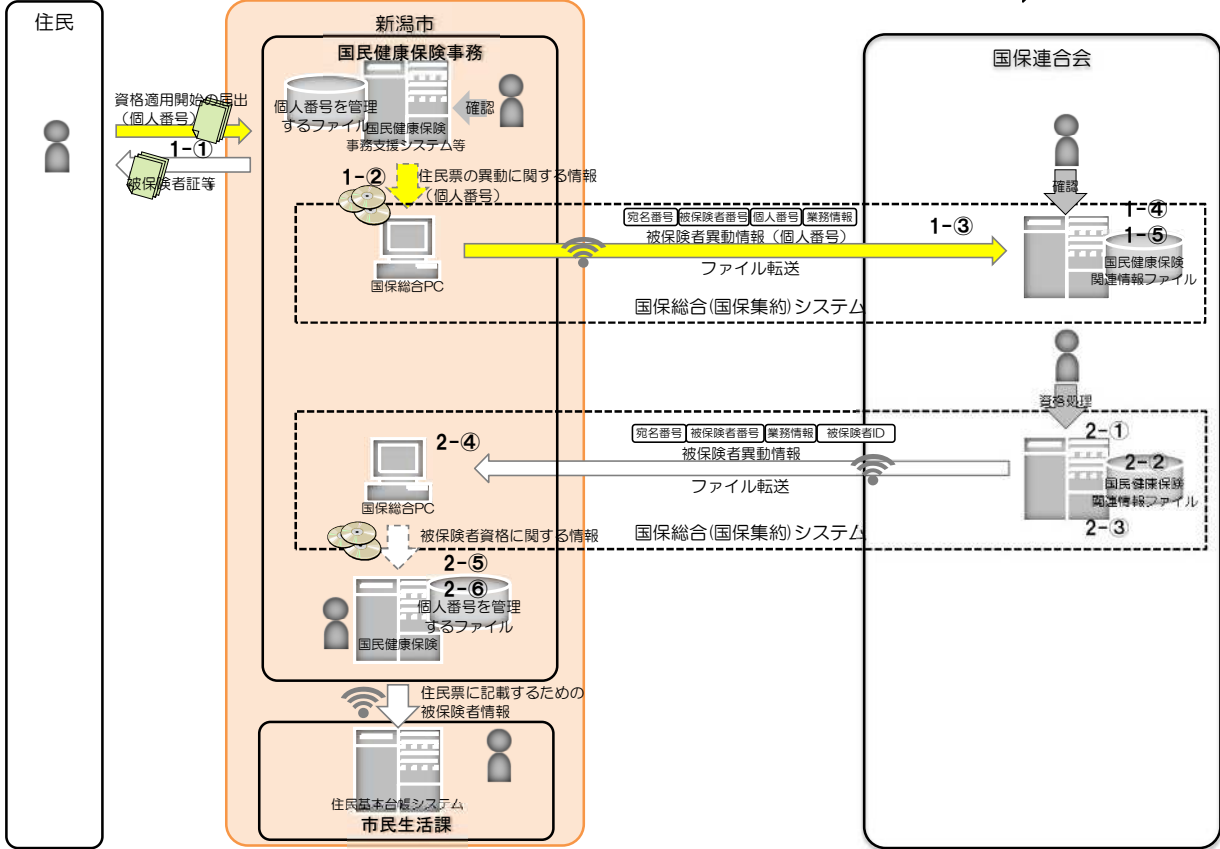
- ・保険医療機関等から提出される診療報酬等の審査支払を国保連合会に委託する。
- ・なお、本業務および本業務を行う「国保総合システム」では個人番号は使用しない。

4. オンライン資格確認の準備業務

- ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理などを行う。
- ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
オンライン資格確認のための準備として、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。

1. 資格継続業務

→ : 個人番号を含む情報
→ : 個人番号を含まない情報など



(備考)

1. 資格継続業務

- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得は発生しないが、保険料徴収等の事務の主体が市区町村であるため、資格の取得日・喪失日とは別に、自市区町村で事務を行う対象の被保険者である期間を、市区町村は適用開始日と適用終了日で管理することになる。
- ・国民健康保険の被保険者資格が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、被保険者の住所異動に関する情報を市区町村が国保総合(国保集約)システムに送信することで、国保総合(国保集約)システム上では、転出地市区町村から送付された被保険者情報と転入地市区町村から送付された被保険者情報から、被保険者資格の取得や喪失の事務を行うことになる。
- ・また、市区町村では住民基本台帳に被保険者資格の取得日や喪失日を記載する必要があるため、同日付の情報を国保総合(国保集約)システムから入手した上で、住民票に記載を行うことになる。

(1)被保険者異動情報等の送信

- 1-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村自庁システム(以下、市区町村システム)に当該情報を登録する。住民には、必要に応じて被保険者証等を交付する。
- 1-②市区町村システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCIに移入する。
- 1-③市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 1-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 1-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村から送信された当該情報に含まれる「個人番号」によって同一人の判断・確認を行う。
また、個人番号の漏洩リスクを低減させるため、都道府県単位で被保険者別に付与された都道府県被保険者IDと、市区町別かつ被保険者別に付与された市区町村被保険者IDとが紐付けられて、国保総合(国保集約)システム上でそれらの被保険者IDと関係性が管理される。

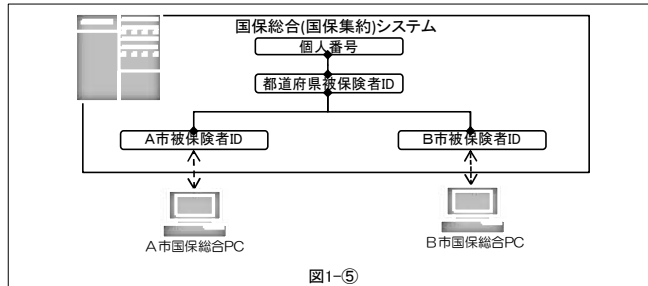
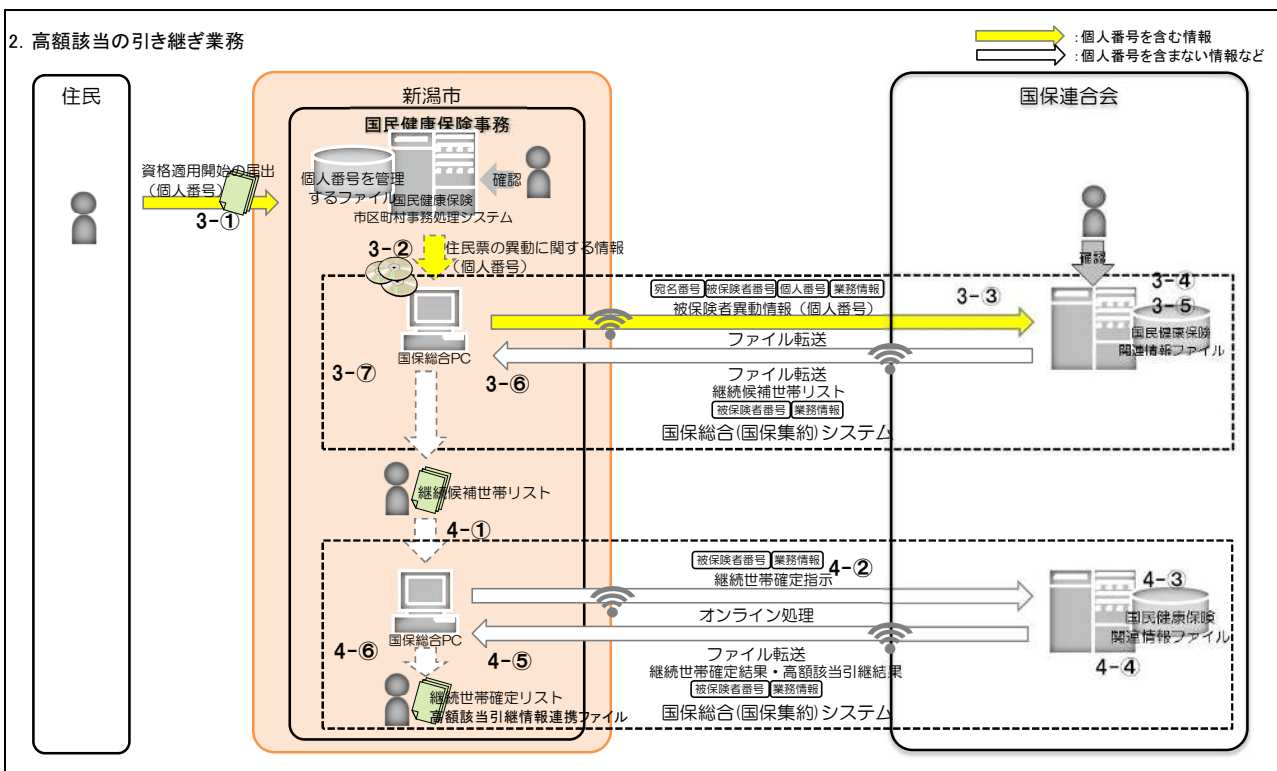


図1-⑤

(2)被保険者異動情報の受信

- 2-①(1)において市区町村の国保総合PCから国保連合会の国保総合(国保集約)システムに送信された「被保険者異動情報」により、都道府県内の市区町村間を転居した場合には、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間等を国保総合(国保集約)システムによってチェックする。
また、国保総合(国保集約)システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・継続等に関する処理を行う。
- 2-②国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村別かつ被保険者別に付与された市区町村被保険者IDに、都道府県被保険者IDが紐づき、さらに、都道府県被保険者IDには個人番号が紐づけされている。
- 2-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムには、都道府県単位の被保険者異動情報が管理される。
- 2-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、被保険者異動情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル)を配信する。
- 2-⑤市区町村では、市区町村の国保総合PCから被保険者異動情報を電子媒体等に移出し、市区町村システムに移入する。
- 2-⑥市区町村システムでは、移入された被保険者異動情報に基づいて、同システムの都道府県単位の被保険者異動情報を更新する。
市区町村では、すでに被保険者異動情報が管理されているため、そこに都道府県単位の被保険者異動情報を追加して管理する。

2. 高額該当の引き継ぎ業務



(備考)

2. 高額該当回数の引き継ぎ業務

- ・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度であり、当月を含む直近12ヶ月間にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合は、その月(4回目)以降の高額療養費の支給額が増加(自己負担限度額を引き下げ)するため、高額該当回数を引き継ぐ必要がある。
- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継ぎ、前住所地から通算することになる。
- ・なお、高額療養費制度は世帯単位のため、転出入と同時に世帯の分離や合併等が生じた場合は、どの世帯へ多数回該当に係る該当回数を引き継ぐのか判断を行うことになる。

(3) 継続候補世帯の抽出

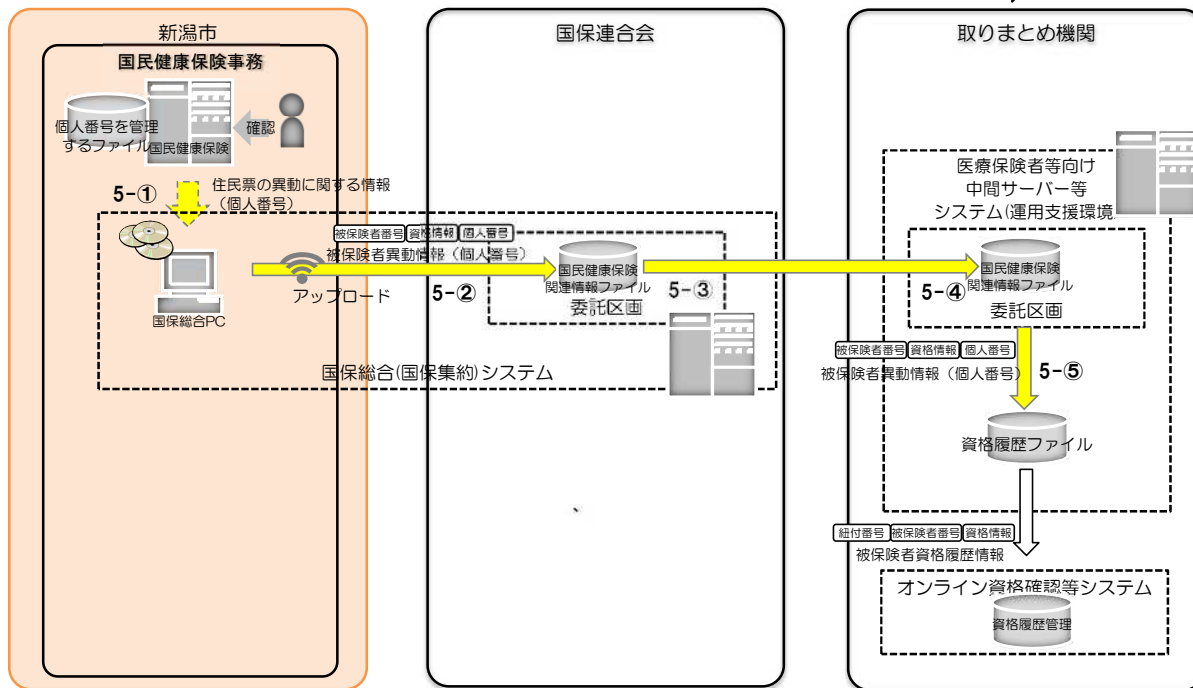
- 3-① 市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村自庁システムに当該情報を登録する。
- 3-② 国民健康保険市区町村自庁システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。
- 3-③ 市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 3-④ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムで継続候補世帯を抽出する。
- 3-⑤ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続候補世帯リスト情報が作成される。
- 3-⑥ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、継続候補世帯リストを配信する。
- 3-⑦ 市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続候補世帯リストの印刷を行う。

(4) 継続世帯の確定および高額該当回数の引き継ぎ

- 4-① 継続候補世帯リストを見て、継続世帯を判断した上で、市区町村の国保総合PCに必要事項を登録し、継続世帯の確定指示を行う。
- 4-② 市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯の確定指示が送信される。
- 4-③ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送付された確定指示に基づいて、同システムで継続世帯の確定が実施される。
また、確定された継続世帯の情報に基づいて、同システムで高額該当情報の引き継ぎが実施される。
- 4-④ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果が作成される。
- 4-⑤ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果を配信する。
- 4-⑥ 市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続世帯が確定したことを確認し、継続世帯確定リストの印刷を行う。
また、市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報および高額該当引継情報連携ファイルを確認し、高額該当情報が引き継がれたことを確認する。

3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

→ : 個人番号を含む情報
→ : 個人番号を含まない情報など



(備考)

3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

- ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、医療保険者等向け中間サーバー等にて加入者の資格履歴情報の管理を行う。
- ・上述の資格履歴情報の管理を行うため、市区町村において被保険者情報等を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ情報登録を行う。

(5)被保険者異動情報等の送信

- 5-①市区町村システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。
- 5-②市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 5-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村から送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同区画の情報を更新し、更新後の同区画の情報から医療保険者等向け中間サーバー等へ送信される。
国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため国保総合(国保集約)システム内では、特定個人情報に関する機関間(市区町村間)の提供等は発生しない。



- 5-④医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画では、国保総合(国保集約)システムから受信した「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
医療保険者等向け中間サーバー等システムでは、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため、特定個人情報の機関間の提供等は発生しない。
- 5-⑤医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画の「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの運用支援環境において、委託区画から取得した「被保険者異動情報」を資格履歴ファイルに格納することで、市区町村から取りまとめ機関へ特定個人情報の機関間提供が発生する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
国民健康保険情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて新潟市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者及び加入世帯の世帯主及び世帯員も含む	
その必要性	国民健康保険被保険者に係る資格取得、給付事務における確認や、保険料等賦課、徴収、還付等を適正かつ効率的に行うために必要。	
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
その妥当性	1. 個人番号及びその他の識別情報(内部番号)は対象者を特定するために保有。 2. 連絡先等情報は国民健康保険の被保険者の基本情報として管理するために保有。 3. 地方税関係情報は被保険者の所得を基に国民健康保険料の賦課決定及び保険給付の算定に用いる所得区分の判定を行うために保有。 4. 医療保険関係情報は医療情報等を基に給付を行うために保有。 5. 介護・高齢者福祉関係情報は国民健康保険料の特別徴収額を計算するために保有。 6. 生活保護・社会福祉関係情報は国民健康保険の被保険者を特定するために保有。	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成27年10月(令和10年1月1日システムリプレース)	
⑥事務担当部署	福祉部保険年金課	

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (市民生活課、ICT推進課、市民税課、納税課、介護保険課、保険年金課高齢者医療係) [○] 行政機関・独立行政法人等 (厚生労働省、デジタル庁) [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) [] 民間事業者 () [○] その他 (新潟県国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合)
②入手方法	[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [] その他 ()
③入手の時期・頻度	■随時入手 ・住民異動における届出が行われた時、あるいは、国民健康保険への加入・脱退に係る資格取得・喪失が行われた都度 ■国保連合会からの入手 1. 資格継続業務 ・被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等) : 国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。 平成30年4月1日以後に、日次の頻度。 2. 高額該当の引き継ぎ業務 ・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等) : 転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。 平成30年4月1日以後に、月次の頻度。
④入手に係る妥当性	■随時入手 ・国民健康保険の資格・賦課・収納・給付を適正に行うため、届出等があった情報を随時入手する必要がある。 ■国保連合会からの入手 ・国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要がある、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、本市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。 なお、入手する情報は、本市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。 1. 入手の時期・頻度の妥当性 ・資格継続業務 被保険者情報 : 国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を住民基本台帳 に記載する必要がある、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 ・高額該当の引き継ぎ業務 引き継ぎ情報 : 高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。 2. 入手方法の妥当性 ・入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。
⑤本人への明示	・番号利用法第14条第2項、同法第19条5項番号により、本人確認情報の提供を求めることができる旨が明示されている。また、他の機関及び庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは番号利用法に明示されているとともに、本人から特定個人情報を含む届出があった際は、使用目的を記載した資料の明示または、口頭で使用目的を説明する。
⑥使用目的 ※	・国民健康保険法及び国民健康保険に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による国民健康保険の資格、賦課、収納、給付に関する事務を行うため。
変更の妥当性	-

⑦使用の主体	使用部署 ※	保険年金課、各区区民生活課(中央区は窓口サービス課)、各出張所
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		■資格関連事務 ・資格の異動情報及び住基情報等から、被保険者等に係る資格を適正に管理する。 ・資格情報及び所得情報等から負担割合を判定し、被保険者証の交付及び更新を行う。 ・医療保険者又は他市町村の資格情報から、資格期間を適正に管理する。 ■賦課関連事務 ・資格情報及び所得情報等から保険料の賦課決定を行う。 ・資格情報及び所得情報等から賦課情報を適正に管理する。 ■収納関連情報 ・資格情報及び収納情報等から、保険料の過誤納状況を把握し、還付・充当処理を行う。 ・賦課情報及び年金情報等から、特別徴収の管理を行う。 ・賦課情報及び収納情報等から、滞納管理を行う。 ■給付関連情報 ・資格情報及びレセプト情報等から、保険給付情報の管理を行う。 ・所得情報及び資格情報等から、限度額適用認定証等の所得区分の判定及び交付を行う。
	情報の突合 ※	■資格関連事務 ・届出記載事項、住基情報及び他保険等の資格情報を宛名番号(又は符号)により突合し、資格管理や被保険者証等の交付等を行う。 ■賦課関連事務 ・資格情報、住基情報及び所得情報等を宛名番号(又は符号)により突合し、保険料の賦課決定及び賦課情報の管理等を行う。 ■収納関連情報 ・資格情報及び収納情報を宛名番号(又は符号)により突合し、過誤納状況の把握及び還付・充当処理を行う。 ・賦課情報、年金情報及び資格情報を宛名番号(又は符号)により突合し、特別徴収の判定を行う。 ・賦課情報、収納情報及び資格情報を宛名番号(又は符号)により突合し、滞納者管理及び滞納整理を行う。 ■給付関連情報 ・資格情報及びレセプト情報を宛名番号(又は符号)により突合し、保険給付情報の管理を行う。 ・所得情報及び資格情報等を宛名番号(又は符号)により突合し、限度額適用認定証等の所得区分の判定及び交付を行う。
	情報の統計分析 ※	・国民健康保険における被保険者の資格・賦課・収納・給付状況を調査し、国民健康保険の健全な運営を図るための基礎資料を得ることを目的とする統計分析を行う。 ・特定の個人を判別し得るような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を 与え得る決定 ※	・国民健康保険資格情報の付与 ・保険証、短期証、資格証の交付 ・国民健康保険料の通知 ・国民健康保険の保険料滞納者に対する催告 ・国民健康保険の給付等
⑨使用開始日		平成30年1月4日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない (6) 件
委託事項1		国民健康保険システム運用保守業務
①委託内容		国民健康保険システムの運用及び保守に関すること。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体
対象となる本人の数		☐ 10万人以上100万人未満
対象となる本人の範囲 ※		特定個人情報ファイルの範囲と同じ
その妥当性		システムの運用及び保守を実施するため、特定個人情報、特定個人情報ファイルと既存番号(宛名番号)が紐づくシステム全体を対象とする必要があるため。
③委託先における取扱者数		☐ 50人以上100人未満
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 原則、特定個人情報ファイルの提供は行わず、障害等の緊急時及びシステムの運用保守を行ううえで必要不可欠な場合で、担当課が許可した場合にのみシステムの直接操作を認めている。
⑤委託先名の確認方法		新潟市情報公開条例に基づく契約書の情報公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社 新潟支店
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、事前に委託業者から書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁及び調達責任者の承認手続きを経た後に再委託を承認することとする。それにあたっては、再委託先からも秘密保持誓約書の提出を受けるとともに、委託先との契約に含まれている「情報セキュリティに関する要求事項」「個人情報取扱特記事項」について、再委託先にも遵守を義務付けている。
	⑨再委託事項	国民健康保険標準システムの運用支援及びハードウェア・ソフトウェアの保守作業やシステム障害対応を行う。

委託事項2～5		
委託事項2		国民健康保険収納支援システム運用保守業務
①委託内容		国民健康保険収納支援システムの運用及び保守に関すること。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同じ
	その妥当性	システムの運用及び保守を実施するため、特定個人情報、特定個人情報ファイルと既存番号(宛名番号)が紐づくシステム全体を対象とする必要があるため。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁内LAN)
⑤委託先名の確認方法		新潟市情報公開条例に基づく契約書の情報公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		奏風システムズ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	
①委託内容		・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		＜選択肢＞ [特定個人情報ファイルの一部] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ [10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう	
	その妥当性	・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		新潟市情報公開条例に基づく契約書の情報公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名		新潟県国民健康保険団体連合会	
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	
	⑨再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理/パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。	

	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務
委託事項6～10		
委託事項6		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう
	その妥当性	・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		新潟市情報公開条例に基づく契約書の情報公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		新潟県国保連合会 (新潟県国保連合会は、国保中央会に再委託する)
	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
		委託先の新潟県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、新潟県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)

再委託	⑧再委託の許諾方法	国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑨再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (19) 件 [☐] 移転を行っている (3) 件 [] 行っていない
提供先1	番号利用法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号別表第2
②提供先における用途	番号利用法別表第2に定める各事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
移転先1	番号利用法第9条第1項別表第1に定める事務実施所管課(別紙2参照)
①法令上の根拠	番号利用法第9条第1項別表第1及び同条第2項
②移転先における用途	番号利用法別表第1に定める各事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	国民健康保険情報ファイルの更新の都度

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	■システムにおける措置 特定個人情報を管理しているサーバーはデータセンターに設置しており、設置場所には以下の物理的対策を行っている。 ・建物及びサーバー室までの経路に機械警備システムを導入し、入室可能な者の特定及び入室の管理を行っている。 ・サーバー室の入口付近に監視カメラを設置し、入退出者を管理している。 ・サーバー室内に設置したサーバーは、全て鍵付のサーバラックに設置している。 ・該当システム基盤のサーバーログインは、ID／パスワードによる認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。 ■帳票等における措置 ・申請書及び届出書等の紙帳票については、許可された者以外入出することのできない執務室内での取扱いのみに限られており、また使用後は定められた場所で施錠管理を行って格納する等している。 ・窓口業務を行う部署においては、紙帳票やオンラインの画面が第三者に見えないような配慮を徹底している。 ■中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを管理している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ■ガバメントクラウドにおける措置 ・サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
②保管期間	期間 ＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [定められていない]
	その妥当性 国民健康保険法ほか法令では、データの保管期間の定めはない。

③消去方法	■システムにおける措置 ・データは、システムで削除可能。削除を行うことができる職員は、システム管理の権限を与えられた職員のみ限定されている。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ■帳票等における措置 ・紙媒体は、新潟市公文書管理条例、新潟市行政文書管理規則に則り、保存年限を経過したものについて、溶解廃棄処分を行っている。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ■中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出せないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 ■ガバメントクラウドにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制限されているため特定個人情報がクラウド事業者によって消去されることはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしながら確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、本市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データの抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。
7. 備考	-

(別添2-1) 特定個人情報ファイルの記録項目

1. 被保険者台帳情報ファイル※個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。

項目名		
1 世帯情報	34	国保番号枝番
2 国保番号	35	DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出
3 国保世帯番号	36	産前産後保険料免除申請情報
4 国保主宛名番号	37	マイナ保険証利用登録情報
5 国保主個人番号(※)	38	マイナ保険証利用登録の解除申請情報
6 滞納情報	39	資格確認書情報
7 調定額	40	氏名
8 納付額	41	住所
9 個人情報	42	性別
10 宛名番号	43	生年月日
11 個人番号(※)	44	資格情報のお知らせ情報
12 資格得喪情報	45	氏名
13 取得日	46	住所
14 喪失日	47	性別
15 退職情報	48	生年月日
16 加入保険情報	49	更新年月日
17 修学情報	50	更新職員ID
18 遠隔地施設情報		
19 住所地特例情報		
20 失業情報		
21 特定同一世帯所属者情報		
22 旧被扶養者情報		
23 保険証情報		
24 氏名		
25 住所		
26 性別		
27 生年月日		
28 高齢受給者証情報		
29 負担割合		
30 適用認定証・標準負担額減額証情報		
31 適用区分		
32 特定疾病療養受療証情報		
33 疾病名		

(別添2-2) 特定個人情報ファイルの記録項目

2. 賦課情報ファイル ※個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。

項目名	
1 宛名番号	34 収入金額
2 国保番号	35 控除金額
3 個人番号(※)	36 特別控除額
4 国保主宛名番号	37 住民税課税情報
5 国保主個人番号(※)	38 資産情報
6 国保資格情報	39 単有資産税額
7 賦課情報	40 共有資産税額
8 相当年度	41 介護適用除外情報
9 課税年度	42 更新年月日
10 所得割額	43 更新職員ID
11 資産割額	44
12 均等割額	45
13 平等割額	46
14 軽減情報	47
15 減免情報	48
16 期別情報	49
17 年間賦課額	50
18 特別徴収情報	51
19 特別徴収対象者情報	52
20 基礎年金番号	53
21 年金保険者情報	54
22 介護特別徴収情報	55
23 氏名	56
24 住所	57
25 特別徴収金額情報	58
26 特別徴収回付記録情報	59
27 納入通知書情報	60
28 氏名	61
29 住所	62
30 発付日	63
31 賦課情報	64
32 所得情報	65
33 所得金額	66

(別添2-3) 特定個人情報ファイルの記録項目

3. 給付情報ファイル ※個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。

項目名		
1 宛名番号	47	支給年月日
2 国保番号	48	支払先情報
3 個人番号(※)	49	公金受取口座の利用有無
4 国保主宛名番号	50	葬祭費
5 国保主個人番号(※)	51	葬祭費申請情報
6 国保資格情報	52	申請者情報
7 若人所得区分	53	支給額
8 前期高齢者所得区分	54	支給情報
9 レセプト	55	支給決定日
10 レセプト基本情報	56	支給年月日
11 診療情報	57	支払先情報
12 費用額情報	58	公金受取口座の利用有無
13 公費情報	59	高額医療介護合算療養費
14 減免・猶予情報	60	申請書情報
15 状態区分	61	国保資格情報
16 療養費	62	後期資格情報
17 療養費申請情報	63	介護資格情報
18 診療情報	64	申請者情報
19 費用額情報	65	自己負担額情報
20 公費情報	66	医療分自己負担額情報
21 支給情報	67	介護分自己負担額情報
22 支給決定日	68	計算結果情報
23 支給年月日	69	自保険者分支給情報
24 支払先情報	70	他保険者分支給情報
25 公金受取口座の利用有無	71	支給情報
26 高額療養費	72	支給決定日
27 高額療養費基本情報	73	支給年月日
28 計算元若人所得区分	74	支払先情報
29 計算元前期高齢者所得区分	75	公金受取口座の利用有無
30 高額療養費計算内訳情報	76	不当利得情報
31 支給額	77	返納金情報
32 該当レセプト情報	78	対象レセプト情報
33 高額状況情報	79	更新年月日
34 申請情報	80	更新職員ID
35 支給情報	81	
36 支給決定日	82	
37 支給年月日	83	
38 支払先情報	84	
39 公金受取口座の利用有無	85	
40 出産育児一時金	86	
41 出産育児一時金申請情報	87	
42 子情報	88	
43 基準年月日	89	
44 支給額	90	
45 支給情報	91	
46 支給決定日	92	

(別添2-4) 特定個人情報ファイルの記録項目

4. 収納情報ファイル

[illegible]

(別添2-5) 特定個人情報ファイルの記録項目

5. 滞納情報ファイル

	項目名
5	宛名番号
6	個人番号(※)
7	財産情報
8	財産区分
9	処分情報
10	処分年月日
11	処分解除年月日
12	処分完了年月日
13	賦課年度
14	課税年度
15	科目
16	期別
17	分納情報
18	誓約年月日
19	誓約解除年月日
20	賦課年度
21	課税年度
22	科目
23	期別
24	執行停止情報
25	停止年月日
26	取消年月日
27	賦課年度
28	課税年度
29	科目
30	期別
31	更新年月日
32	更新職員ID
	※個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
国民健康保険情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	■本人または代理人からの入手 ・窓口での申請書等の受付に際しては、本人確認書類の確認を厳格に実施するとともに、記載指導により本人以外の情報を記載させないようにしている。 ・本人が本人以外の情報を誤って記載することがないように分かり易い記載要領としている。 ■庁内連携システムにおける措置 ・庁内連携システムと各業務システムは専用回線で接続されているため、庁内に限ってアクセスが可能となっている。また、アクセス権限を付与されたシステム同士のみ接続することができ、それ以外のシステムの情報を入手することができない仕組みとなっている。 ■団体内統合宛名システムにおける措置 ・団体内統合宛名システムから情報を入手する際には、当該対象者の宛名番号を指定することを必須としており、当該対象者の情報であることを担保している。 ■国保総合PCにおける措置（国保連合会からの入手） ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 * :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	■本人または代理人からの入手 ・窓口での申請書等の受付に際しては、必要な情報のみを記載する様式とし、窓口受付の場合、記載指導により必要な情報以外は記載しないようにしている。 ・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないように分かり易い記載要領としている。 ■庁内連携における措置 ・情報移転システムが作成したデータをデータ連携システムにおける所定の場所に格納し、既存業務システムからデータにアクセスして情報を取得するシステムであるが、情報移転対象者以外の情報は格納されない。 ・あらかじめアクセスできるデータを各業務システムごとに制御しているため、既存業務システムは許可されていないデータの取得ができないことを担保している。 ・データ連携システムを利用する各業務システム各々にID/暗号鍵を設定することで、他システム用の情報データへのアクセスを抑制している。 ■団体内統合宛名システムにおける措置 ・団体内統合宛名システムから情報を入手する際には、当該対象者の宛名番号を指定することを必須としており、当該対象者の情報であることを担保している。 ■国保総合PCにおける措置（国保連合会からの入手） ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 * :ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ 定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができない仕組みになっている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	■国民健康保険事務における措置 ・窓口での申請書等の受付に際しては、利用目的及び記載内容について説明したうえで記載を求めている。 ・アクセスログを記録することにより、不適切な方法での入手を抑止している。 ・不適切な方法で情報を入手されていたことが判明した場合には、原因を追究し、防止策を講じる。 ■庁内連携における措置 ・データ連携システムと各業務システムは専用回線で接続されているため、アクセス権限を付与されたシステム同士のみ接続することができ、それ以外のシステム情報を入手することはできない仕組みとなっている。 ・データ連携システムを利用する既存業務システム各々にID/暗号鍵を設定することで、あらかじめ認証されたシステム以外での情報入手を抑止している。 ■団体内統合宛名システムにおける措置 ・接続システムの認証及び団体内統合宛名システム接続端末での使用者認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。 ・団体内統合宛名管理システムへのログイン及びデータ授受の動作記録を残すことで、不適切な入手を抑止している。 ■国保総合PCにおける措置(国保連合会からの入手) ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	■申請の際の入手 ・申請書等の提出を受ける際は、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書等の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を厳守している。 ・入手した特定個人情報は、国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることとしている。 ■国保連合会からの入手(国保総合PCにおける措置) ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当市において国保連合会に送付する前に実施済みである。 ・さらに、国保連合会においても当市の国民健康保険事務支援システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	■申請の際の入手 ・申請書等の提出を受ける際は、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書等の提示や窓口での聞き取りに基づき、既に登録されている宛名情報と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認している。 ■国保連合会からの入手(国保総合PCにおける措置) ・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。	

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	■申請の際の入手 ・届出書等から特定個人情報を入力、削除または訂正をする場合は、必ず二重チェックを行うことで正確性を確保している。 ■国保連合会からの入手(国保総合PCにおける措置) ・国保連合会から配信される被保険者情報については、当市および他市町村から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は当市および他市町村の双方に配信され、当市および他市町村の職員が確認している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、当市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当市の職員が確認している。 ・入手した特定個人情報は、当市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることとしている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	■紙媒体に対する措置 ・紙媒体により提出された申請書等の特定個人情報は、定められた保管場所で施錠管理を行い、漏えい・紛失を防止している。 ・紙媒体を窓口で受け取り後、事務処理が完了したら、速やかに保管場所で管理するよう徹底している。 ・委託業者とは契約時に「情報セキュリティに関する要求事項」及び「個人情報取扱特記事項」の順守を義務付けており、作業場所からの情報資産の持ち出しは原則禁止している。情報資産を作業場所から持ち出す際は、契約に基づき許可を受けることになっている。 ■電子データに対する措置 ・特定個人情報が記録された電子データについては、電磁記録媒体を極力用いないこととし、記録媒体を使用する場合は定められた保管場所で施錠管理を行い、事務が完了したら速やかに記録媒体から電子データを消去することとしている。 ■庁内連携システムに対する措置 ・庁内連携システムと各業務システムは専用線で接続されており、アクセス権限を付与されたシステム同士以外は接続することができない仕組みとなっている。これにより接続システム以外への情報の漏えいを防止している。 ■団体内統合宛名システムにおける措置 ・団体内統合宛名システムは、中間サーバーや既存業務システムとの接続に専用線を用いているため、外部に漏れることはない。また、団体内統合宛名システムと団体内統合宛名システム接続端末間の通信を暗号化し、情報の漏えいを防いでいる。 ■国保総合PCにおける措置(国保連合会からの入手) ・当市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によって安全なシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCへのログイン時の使用者認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCと既存の国民健康保険事務支援システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がある使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	■宛名管理機能における措置 ・庁内連携システムとの連携においては、使用車が適切なアクセス権限を保持している場合にのみ特定個人情報の連携を許可する仕様となっており、目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けが行われないようシステム上でアクセス制御を行っている。また、番号利用事務以外では個人番号は画面表示されない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	■庁内連携における措置 ・番号利用業務以外の部門における照会では、操作権限により個人番号が参照できない仕様となっている。また、国民健康保険システムに対し、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御を実施している。 ・庁内連携システムは、情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに中継するシステムであり、移転する情報以外の情報利用はできない。		
その他の措置の内容	■国保総合PCにおける措置 ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 *ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	■国民健康保険システム等における措置 ・ユーザーIDとパスワードによる認証を実施し、使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することにより、不正利用が行えないよう対策を実施している。 ・システムを利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用が来ないよう制限を行っている。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用のIDの利用を禁止している。 ・生体認証によるログインを実施している。 ・パスワードは定期的に変更している。 ■国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施している。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用し、定期的に変更している。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・所属や業務内容によってアクセス権限を定めており、必要なアクセス権限についてのみ関係所属長から申請を受け付け、ユーザーIDの発効を行っている。 ・アクセス権限を有していた職員の人事異動等が発生した際は、速やかに当該ユーザーIDの失効処理を行っている。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・職員の異動に合わせてユーザIDやアクセス権限を随時見直し、業務上アクセスが不要となったものについては変更、削除を行い、残存を防止している。 ・利用権限を職員単位で設定し、設定した権限に従って利用可能な処理メニューを提供している。 ・アクセス権限は所属長が管理を行っている。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	

	具体的な方法 ■国民健康保険システム等における措置 ・国民健康保険システム等への認証から認証解除までの操作履歴について、ユーザ単位でログを記録している。 ■国保総合PCにおける措置】 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・従業者が利用可能なシステムは、それぞれの事務分担に応じ制限されており、不必要な情報にはアクセスできない措置を講じている。 ・全職員を対象に情報セキュリティとコンプライアンスに関する研修を年1回実施している。 ・システム利用管理者が定期的にログ記録を取得し、業務外利用をした場合に、ログ記録から特定することが可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	■国民健康保険システム等における措置 ・情報セキュリティ研修及びコンプライアンス研修を年1回実施し、情報セキュリティと規範意識の向上を図り、ファイルを不正に複製してはならないことを指導している。 ・決められた電子記録媒体のみ使用を認め、それ以外の電子記録媒体の使用を禁じており、その電子記録媒体については、厳重に保管し、業務時間外における使用は認めていない。 ・システムには閲覧した特定個人情報を端末に出力・保存する機能がないため、ファイルが不正に複製されることを防止している。 ・バックアップファイルの取得は入退室管理をしているデータセンターでの作業に限定されている。 ■国保総合PCにおける措置 ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。 *:ここでのGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。 ・国保総合PCと既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・離席する際は、端末のディスプレイを閉じる。 ・個人情報が表示されているものは、机上に残して退庁しない。 ・ヒューマンエラーによる問題が発生しないように、職員によるダブルチェックを行い、正確な情報が適正に保有・使用されるようにしている。	

☐ 委託しない

情報保護管理体制の確認

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限

具体的な制限方法

特定個人情報ファイルの取扱いの記録

具体的な方法

特定個人情報提供ルール

44

	委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・委託先から他者への提供を禁止することを契約書に明記している。また、委託先でのデータの保護状況について、必要に応じ委託者が検査を実施できる旨を契約書に明記している。 ■医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務 ・契約書において当市が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。
	委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・委託先の情報資産の保護体制、方法等をあらかじめ調査及び確認するとともに、秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から誓約書を徴収している。 ・加えて、提供するデータの指示された目的以外への使用及び第三者への提示を禁止する旨を契約書に明記している。また、委託先でのデータの保護状況について、必要に応じ委託者が検査を実施できる旨を契約書に明記している。 ■医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務 ・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。
特定個人情報の消去ルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルール内容及びルール遵守の確認方法	・委託契約書に、個人情報を記録した(ハードウェアを含む。)媒体等を廃棄する場合は、電磁的記録の消去、又は記録装置の破砕等を行い、個人情報の復元ができない状態にすること、また、個人情報を記録した(ハードウェアを含む。)媒体等の破砕等を外部の者に依頼する場合は、情報の消去に係る確認書の提出を受けることを規定している。 <クラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	個人情報取扱特記事項の遵守義務を明記しており、その中で、個人情報の範囲、個人情報の適性な管理・取扱、個人情報の利用及び提供等について規定している。また、上記以外に ・データの秘密保持に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・情報資産の指示された目的外への使用及び第三者への提示の禁止に関する事項 ・データの複写及び複製の禁止に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 ・データの授受及び搬送に関する事項 ・委託を受けた事業者等におけるデータの保管及び廃棄に関する事項 ・その他データの保護に関し必要な事項 ・前記各事項の定めに違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項 についても規定している。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない

	具体的な方法	・業務委託等契約と同様に、再委託先の情報資産の保護体制、方法等をあらかじめ調査及び確認するとともに、秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から誓約書を徴収している。 ・また、委託先との契約に含まれている「情報セキュリティに関する要求事項」「個人情報取扱特記事項」について、再委託先にも遵守を義務付けており、違反した場合の契約解除・損害賠償の規定を設けている。 ■医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 ＜クラウド移行作業時に関する措置＞ ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。															
	その他の措置の内容	－															
	リスクへの対策は十分か	<table><tr><td>[</td><td>十分である</td><td>]</td><td>＜選択肢＞</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>1) 特に力を入れている</td><td>2) 十分である</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>3) 課題が残されている</td><td></td></tr></table>	[	十分である	]	＜選択肢＞					1) 特に力を入れている	2) 十分である				3) 課題が残されている	
[	十分である	]	＜選択肢＞														
			1) 特に力を入れている	2) 十分である													
			3) 課題が残されている														
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置																	
■国保連合会における措置 ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合(国保集約)システムをデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に事務取扱責任者の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 ■取りまとめ機関における措置 ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。																	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・特定個人情報ファイルへのアクセスなどの操作記録は、全てログとして記録・保存している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・特定個人情報の提供・移転は、番号利用法・関係法令で定められた必要な範囲に限定して行っている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・国民健康保険システム等を操作できる職員は、アクセス権限を与えられた職員に限定しており、権限を持たない者による情報照会・移転・提供はできない。 ・さらに、操作のログを記録することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	■国民健康保険業務における措置 ・特定個人情報の提供・移転に際し、情報の内容及び提供・移転先に誤りがないか、職員によるダブルチェックを実施している。 ■庁内連携における措置 ・庁内連携では、番号利用法及び条例にて規定された部署のみ照会可能となっている。 ・庁内連携では、本業務で保有する情報をすべて連携することは行わず、限定された情報のみ照会対象としている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	■中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号利用法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	■中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ■中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	■中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	■中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ■中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。		

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	■国民健康保険標準システム等における措置 特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末でどの職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止している。 ■庁内連携システムにおける措置 番号利用法により認められている機関・事務をシステムの、かつ職員による審査にて判断し提供できる仕組みを構築している。 ■中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	■中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 ■中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信用線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	■中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
■新潟市における措置 ・本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。 ■中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ■中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者、及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	■新潟市における措置 1. サーバ室について ・特定個人情報を管理しているサーバーはデータセンターに設置しており、建物及びサーバー室までの経路に機械警備システムを導入し、入室可能な者の特定及び入室の管理を行っている。 ・サーバー室の入り口付近に監視カメラを設置し、入退室可能な者の特定及び入室の管理を行っている。 ・サーバー室内に設置したサーバーは全て鍵付きのサーバーラック内に設置している。 2. 区役所等執務室について ・入退室については、当該所属内利用管理者である課長・所長の許可を受けた者に特定される。 ・クライアント端末は個人情報を保管していないが、セキュリティワイヤを用いて管理している。 3. 電磁的記録媒体の保管について ・施錠可能な保管場所に格納している。 ・日々の業務終了後に、磁気ディスク上の業務データを、別サーバーに複写している。またLTO媒体への複写も実施している。LTO媒体は、月単位で遠隔地の定められた保管場所で施錠管理している。 4. その他の対策 ・サーバー・端末機器・記録媒体等の廃棄、保管移転又はリース返却時、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。業者委託する場合は、記憶装置または記録媒体の物理的破壊を行い、廃棄証明書を提出させている。 ・廃棄、保管移転又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえ、実施内容を記録に残している。 ■中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ■ガバメントクラウドにおける措置 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ■国保総合PCにおける措置(国保総合(国保集約)システムの保管・消去) ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウィルス対策ソフトウェアを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

	具体的な対策の内容	■新潟市における措置 1. 外部ネットワークからの隔離 ・特定個人情報ファイルを管理しているサーバーは、インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。 2. 不正プログラム対策 ・特定個人情報ファイルを扱う全てのサーバー及び端末にウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のパターンファイルが適用されるよう管理している。 3. 端末の対策 ・特定個人情報ファイルにアクセスする業務用端末は、端末側に業務データが残らない方式を採用している。 ・端末において許可しないアプリケーションの実行を制限している。 ■中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォーム事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 ■ガバメントクラウドにおける措置 ・国及びクラウド事業者は使用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」【第1.0版】(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)はガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの運用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分にしている
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分にしている
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容	-	
	再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
	具体的な保管方法	・現存者の情報と同じく、セキュリティが確保されたサーバー室内に管理されている。	
その他の措置の内容		-	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	■新潟市における措置 ・被保険者の情報については、異動があった場合に随時データを修正・更新するため、古い情報のまま保管されるリスクはない。 ■国保総合PCにおける措置(国保総合(国保集約)システムの保管・消去) ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めていない]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	■新潟市における措置 ・データの保管期間の定めはないため、消去は行っていない。上で述べたリスク対策のもと、データを保管する。 ・紙媒体については文書規定に基づく保管及び廃棄を行っている。 ■国保総合PCにおける措置(国保総合(国保集約)システムの保管・消去) ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
■新潟市における措置 委託先、再委託先による特定個人情報の消去や廃棄に係る処理においては、記憶装置の廃棄処分を証するものの提出を求めている。 ■取りまとめ機関における措置 ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法	■新潟市における措置 ・評価書の記載内容どおりの運用ができていないか、年に1度、担当部署において自己点検を実施している。 ■中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
具体的な内容	■新潟市における措置 ・新潟市情報セキュリティ対策基準に基づき、システム管理部署ならびに情報セキュリティ部門による監査を定期的実施する。監査結果を踏まえて体制や規定を改善している。 ・監査手法は、計画立案のうえ、アクセスログチェックなど必要な技法を用いて実施するものとする。 ・監査結果にて指摘のあった事項については、速やかに改善を行う。 ■中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ■国保総合(国保集約)システム ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項のよる個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
具体的な方法	■新潟市における措置 ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修及びコンプライアンスに関する研修を年に1回実施し、情報セキュリティ意識と規範意識の向上を図っている。更に、初任者研修及びセキュリティ責任者については別途、情報セキュリティに関する研修を年に1回実施している。 ■中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
■中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現している。 ■取りまとめ機関における措置 ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	新潟市福祉部保険年金課 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 電話025-226-1073
②請求方法	新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、指定様式による書面の記載した開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	市のホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[無 料] <選択肢> 1) 有料 2) 無 料 手数料額は無料だが、写しの交付の場合、白黒1面につき10円、カラー（手数料額、納付方法：1面につき70円。窓口で写しの交付を受ける場合は現金で、郵送の場合は、コピー料と郵送料等の負担有、前納制。）
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	国民健康保険システム
公表場所	福祉部保険年金課、総務部総務課市政情報室
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	新潟市福祉部保険年金課 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 電話025-226-1073
②対応方法	・問い合わせがあった場合、問い合わせの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部総務課市政情報室、デジタル行政推進課及び情報システム課に報告する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年11月18日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市報、市ホームページ上で意見公募する旨掲載し、 ・各区役所地域課・地域総務課 ・各出張所 ・中央図書館(ほんぽと) ・市政情報室 において案の閲覧及び配布を行う。 また、意見は、 ・郵送 ・ファックス ・電子メール ・窓口提出 の方法で受付を行う。
②実施日・期間	令和8年5月1日～令和8年5月31日
③期間を短縮する特段の理由	——
④主な意見の内容	単なるシステム説明ではなく、リスクについての低減措置を書くべき。
⑤評価書への反映	すでに記載済みのため反映しない。
3. 第三者点検	
①実施日	令和8年7月3日
②方法	新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会による第三者点検を実施。
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月26日	I 基本情報 1. 特定個人ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	略	【前項続き】 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等」における資格履歴管理事務を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等」における機関別符号取得等事務を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	
令和3年2月26日	I 基本情報 2. 特定個人ファイルを取り扱う事務 システム13 ②システムの機能	略	【追加】 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供（詳細は別添1を参照） (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。	事前	
令和3年2月26日	I 基本情報 2. 特定個人ファイルを取り扱う事務 システム14 ②システムの名称	略	【全部追加】	事前	
令和3年2月26日	I 基本情報 2. 特定個人ファイルを取り扱う事務 システム14 ②システムの機能	略	【全部追加】	事前	
令和3年2月26日	I 基本情報 4. 特定個人ファイルを取り扱う理由 ①実務実施上の必要性	略	【追加】 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月26日	I 基本情報 4. 特定個人ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	略	【追加】 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしきみを実現する。	事前	
令和3年2月26日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	略	【追加】 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和3年2月26日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークによる情報連携 法令上の根拠	略	【追加】 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和3年2月26日	I 基本情報 (別添1-2)事務の内容	略	(別添1-2) A. 国民健康保険の業務委託とシステムの関係 【追加】 取りまとめ機関 国保情報集約システム 【追加】 委託区画(中継) B. 国保総合PCと新潟市システムとの関係 【追加】 取りまとめ期間	事前	
令和3年2月26日	II ファイルの概要 4. 特定個人ファイルの取り扱いの委託 委託の有無	4件	【変更】 6件	事前	
令和3年2月26日	II ファイルの概要 4. 特定個人ファイルの取り扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	略	【追加】 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	事前	
令和3年2月26日	II ファイルの概要 4. 特定個人ファイルの取り扱いの委託 委託事項4 ②取扱いをする特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	略	【追加】 およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月26日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人ファイルの取り扱いの委託 委託事項5	略	【全部追加】	事前	
令和3年2月26日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人ファイルの取り扱いの委託 委託事項6	略	【全部追加】	事前	
令和3年2月26日	Ⅱ ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	略	【全部追加】 (別添2-6)	事前	
令和3年2月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	略	【追加】 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用し、定期的に変更する。	事前	
令和3年2月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・利用権限を職員単位で設定することができ、設定した権限に従って、利用可能な処理メニューを提供することができる。	【変更】 ・利用権限を職員単位で設定し、設定した権限に従って利用可能な処理メニューを提供する。 ・アクセス権限は所属長が管理を行う。	事前	
令和3年2月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用記録 具体的な管理方法	【国保総合PCにおける措置】 ・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。	【国保総合PCにおける措置】 【変更】 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。	事前	
令和3年2月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイル取扱 扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	略	【追加】 ＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞ ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。 ・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用し、定期的に変更する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	略	【追加】 ＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞ ・操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。	事前	
令和3年2月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	略	【追加】 ＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞ ・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。	事前	
令和3年2月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	契約時に再委託申請書・作業従事者名簿・秘密保持誓約書を提出させている。また委託先との契約に含まれている「情報セキュリティに関する要求事項」「個人情報取扱特記事項」について、再委託先にも遵守を義務付けている。	【変更】 契約時に再委託申請書・作業従事者名簿・秘密保持誓約書を提出させている。また委託先との契約に含まれている「情報セキュリティに関する要求事項」「個人情報取扱特記事項」について、再委託先にも遵守を義務付けており、違反した場合の契約解除・損害賠償の規定を設けている。 【追加】 ＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞ ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	
令和3年2月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	略	【追加】 ＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞ ・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的方法	略	【追加】 ＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞ ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	
令和3年2月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	略	＜取りまとめ機関における措置＞ ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。	事前	
令和3年2月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	略	【追加】 ＜取りまとめ機関における措置＞ ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。	事前	
令和3年2月26日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発	＜新潟市における措置＞ 全職員を対象とした情報セキュリティ研修を年に1回実施し、情報セキュリティ意識の向上を図っている。更に、初任者研修及びセキュリティ責任者については別途、情報セキュリティに関する研修を年に1回実施している。	【変更】 ＜新潟市における措置＞ 全職員を対象とした情報セキュリティ研修及びコンプライアンスに関する研修を年に1回実施し、情報セキュリティ意識と規範意識の向上を図っている。更に、初任者研修及びセキュリティ責任者については別途、情報セキュリティに関する研修を年に1回実施している。	事前	
令和3年2月26日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	略	【追加】 ＜取りまとめ機関における措置＞ ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。	事前	
令和4年4月28日	評価書の内容全部	評価書の内容全部	本評価書のとおり	事前	システムリプレースにより、評価指針第6ー2(1)ア重要な変更にあたるため、新規保有時の評価に準じ、評価書の内容全部を見直すため。
令和6年3月18日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人ファイルの取り扱いの委託 委託事項6	記載なし	委託事項6 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務 【全部追加】	事前	(理由) 令和6年度から国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス環境下で実施されるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月18日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	クラウド移行作業に関する記載なし	＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞ ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。	事前	(理由) 令和6年度から国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス環境下で実施されるため
令和6年3月18日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	クラウド移行作業に関する記載なし	＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。		(理由) 令和6年度から国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス環境下で実施されるため
令和6年3月18日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報の消去のルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	クラウド移行作業に関する記載なし	＜クラウド移行作業時に関する措置＞ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。	事前	(理由) 令和6年度から国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス環境下で実施されるため
令和6年3月18日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	クラウド移行作業に関する記載なし	＜クラウド移行作業時に関する措置＞ ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	(理由) 令和6年度から国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス環境下で実施されるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月18日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	新潟市個人情報保護条例	新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例	事後	新潟市個人情報保護条例廃止に伴う修正
令和6年3月18日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	クラウド移行作業に関する記載なし	＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作者以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか - 記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。		(理由) 令和6年度から国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス環境下で実施されるため
令和6年3月18日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報の消去のルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	クラウド移行作業に関する記載なし	＜クラウド移行作業時に関する措置＞ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。	事前	(理由) 令和6年度から国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス環境下で実施されるため
令和6年3月18日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	クラウド移行作業に関する記載なし	＜クラウド移行作業時に関する措置＞ ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのよう に確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	(理由) 令和6年度から国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス環境下で実施されるため
令和6年3月18日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	新潟市個人情報保護条例	新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例	事後	新潟市個人情報保護条例廃止に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	(略) ■資格管理機能 1. 被保険者の資格情報を把握し管理する機能 2. 被保険者に各種証(被保険者証等)を発行し管理する機能 3. 国保連合会への被保険者情報等報告データを作成する機能 (略)	(略) ■資格管理機能 1. 被保険者の資格情報を把握し管理する機能 2. 被保険者に資格確認書等及び各種証を発行し管理する機能 3. 国保連合会への被保険者情報等報告データを作成する機能 (略)	事後	重要な変更にあたらな
令和6年11月18日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月30日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法第9条第1項 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・番号法第9条第2項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・番号法第9条第2項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	根拠法令の改正による修正
令和6年11月18日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」及び「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)において関係する給付等の情報が記載された項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(42、43、44、45、46の項)	・情報提供の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 1、2、3、5、6、13、27、42、48、56、65、69、70、83、87、115、125、131、141、161、164、165、166、173の項 ・情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 69、70、71の項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	根拠法令の改正による修正
令和6年11月18日	(別添1)事務の内容	—	図面の修正 「被保険者証」を「資格確認書等」へ変更 「資格証弁明通知書」を「弁明通知等」へ変更 「短期証・資格証」を「資格確認書(特別療養費)」等へ変更 備考の修正 ①「被保険者証」を「資格確認書等」へ変更 ④「短期証の交付、資格証弁明通知書等、資格証の交付」を「弁明通知等の通知、資格確認書(特別療養費)等の交付」へ変更	事後	重要な変更にあたらな
令和6年11月18日	(別添1-2)事務の内容	—	図面の修正 図「国保総合PCと市区町村システムの関係」のうち 「被保険者証等」を「資格確認書等」へ変更 図「国保広域化に係る業務(資格継続業務)」のうち 「被保険者証等」を「資格確認書等」へ変更	事後	重要な変更にあたらな
令和6年11月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	■資格関連事務 ・資格の異動情報及び住基情報等から、被保険者等に係る資格を適正に管理する。 ・資格情報及び所得情報等から負担割合を判定し、被保険者証の交付及び更新を行う。 ・医療保険者又は他市町村の資格情報から、資格期間を適正に管理する。 (略)	■資格関連事務 ・資格の異動情報及び住基情報等から、被保険者等に係る資格を適正に管理する。 ・資格情報及び所得情報等から負担割合を判定し、資格確認書の交付及び更新を行う。 ・医療保険者又は他市町村の資格情報から、資格期間を適正に管理する。 (略)	事後	重要な変更にあたらな

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ⑧ 使用方法 権利利益に影響を与える決定	(略) ・保険証、短期証、資格証の交付 (略)	(略) ・資格確認書等の交付 (略)	事後	重要な変更にあたらな
令和6年11月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ⑤ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	根拠法令の改正による修正
令和6年11月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ⑤ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表	事後	根拠法令の改正による修正
令和6年11月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ⑤ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ②提供先における用途	番号法別表第2に定める各事務	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める各事務	事後	根拠法令の改正による修正
令和6年11月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ⑤ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1	番号法第9条第1項別表第1に定める事務実施所管課(別紙2参照)	番号法第9条第1項別表に定める事務実施所管課(別紙2参照)	事後	根拠法令の改正による修正
令和6年11月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ⑤ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1及び同条第2項	番号法第9条第1項別表及び同条第2項	事後	根拠法令の改正による修正
令和6年11月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ⑤ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1 ②移転先における用途	番号法別表第1に定める各事務	番号法第9条第1項別表に定める各事務	事後	根拠法令の改正による修正
令和6年11月18日	(別紙1)	—	「(別紙1)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める情報照会者」の修正	事後	根拠法令の改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月18日	(別紙2)	—	「(別紙2) 番号法第9条第1項別表に定める情報照会者」の修正	事後	根拠法令の改正による修正
令和6年11月18日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	—	特定個人情報ファイル記録項目の修正 「被保険者証」を「資格確認書等」へ変更 「短期証・資格証」を削除	事後	重要な変更にあたらぬ
令和6年11月18日	IV評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和4年1月13日	令和6年11月18日	事後	重要な変更にあたらぬ
令和6年8月21日	評価書の内容全部	評価書の内容全部	本評価書の通り	事前	システムリブレースにより、評価指針第6-2(2)ア重要な変更にあたるため、新規保有時の評価に準じ、評価書の内容全部を見直すため。